

日高村水害に強いまちづくり条例

「日高村の歴史は、水との闘いの歴史」と言われるように、ハ田堰・鎌田堰築造後も、大雨のたびに仁淀川の水が逆流し、平野部一面が浸水するといった歴史を繰り返してきた。それは、300年を超えるまさに「水との闘いの歴史」である。

仁淀川床上浸水対策特別緊急事業により、日高村においては3本目の放水トンネルである日下川放水路トンネル工事が平成27年度に着工され、日本で類をみない素晴らしい治水施設が完成する。一方、こういった施設に守られることで、日高村は浸水しないといった甘い考えからの無秩序な低地の開発を繰り返しては、これまでの努力を無駄にしてしまうおそれがある。また、低地だけでなく、日下川及びその支川に流れ込む水を集める区域である流域における開発も、その水量に大きな影響を与え得るものである。

無秩序な開発等を決してさせないために、今なお日高村の低地は浸水するおそれのある場所であることを確認し、平成26年台風第12号規模の降雨があった場合に浸水が予想される区域を、人々の命や財産を脅かす「日高村浸水予想区域」として指定し、村民皆で見守っていく必要がある。

一方で、「日高村浸水予想区域」は、決して負の遺産ではない。人々が生きていく中で、水はなくてはならない存在であることは言うまでもない。水は、人々の暮らしの大切な生活を育み、農業、産業をはじめ、ありとあらゆる面において、暮らしを支え続けてきた。

今こそ我々は、水資源の大切さや、それにより活かされてきた人々の暮らしを想い、水とともに暮らしてきた歴史を学び、その資源の必要性をしっかりとこれからの暮らしに反映していかななくてはならない。流域の範囲を明確にし、日高村浸水予想区域を示すことは、床上浸水を防ぐために必要不可欠な情報を提供するものであるとともに、我々の目指すまちづくりの方向性の指針を形作るものである。

水源の涵養について高い機能を有する森林を守り、水資源の有効な利用及び活用を図ることは、自然の持つ素晴らしい水資源の循環機能を促進するものである。そうして、自然豊かな日高村がいつまでも続くことで、自然と人とが共生することに繋がると考える。

ここに、永年の水との闘いの歴史を乗り越え、村民が安全に、かつ、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本村において、床上浸水による被害を防止することが村民の生命、身体又は財産を保護するために重要な課題となっていることに鑑み、流域治水対策を推進するための基本となる事項等を定めることにより、浸水被害の解消を図り、もって安全で安心なまちづくりの形成に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 村は、雨水の有効な利用、地下水のかん養等を図ることにより、本村の豊かな水資源及びその良好な循環が保全されるよう配慮しながら、自然と人とが共生する中で、永年の水との闘いの歴史に終止符を打ち、村民が安全かつ安心して暮らすことができるまちづくりを推進することとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 流域 日高村内における日下川及びその支川の流域で、規則で定める区域をいう。
- (2) 流域治水対策 河川管理施設の能力を超過する洪水が発生することを前提に、流域全体で洪水に備えるため、あらゆる関係者が協働して対策を実施することをいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。
- (4) 居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。
- (5) 宅地等 宅地（建物の敷地に供せられる土地をいう。）、道路、鉄道線路その他雨水が浸透しにくい、又は雨水若しくは氾濫水を貯留しにくい土地をいう。
- (6) 浸水被害 洪水による浸水又は一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設若しくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、村民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。
- (7) 貯留浸透機能 雨水を一時的に貯留し、若しくは地下に浸透させる機能又は浸水被害発生時に他の土地の浸水深を軽減させる機能をいう。
- (8) 浸水被害対策 貯留浸透機能を増進させることにより浸水被害を軽減する措置又は貯留浸透機能を損なわない範囲で自らが所有し、若しくは使用する土地及び建築物の浸水被害を軽減する措置をいう。
- (9) 浸水被害軽減施設 浸水被害対策として設置された施設をいう。

(村の責務)

第4条 村は、第2条の基本理念にのっとり、流域治水対策を推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 村は、前項の規定により策定する施策に村民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、村民及び事業者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

3 村は、広報活動その他の活動を通じ、流域治水対策の必要性について、村民及び事業者の意識の高揚に努めなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民は、第2条の基本理念にのっとり、流域治水対策についての理解と関心を深め、地域における流域治水対策の推進に努めるとともに、村が実施する流域治水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第2条の基本理念にのっとり、自らが地域社会の一員であることを認識し、村民と共に流域治水対策の推進に努めるとともに、本村が実施する流域治水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の実施の状況の公表)

第7条 村長は、毎年1回、日高村における流域治水対策に関する施策の実施の状況を公表するものとする。

(基本方針)

第8条 村長は、第4条の村の責務を果たすべく、流域治水対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、流域治水対策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 流域治水対策の意義及び基本的な方向
- (2) 流域治水対策のための施策に関する基本的な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、流域治水対策に関する重要事項

3 村長は、基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(浸水予想区域及び地区別浸水被害対策の指定及び公表)

第9条 村長は、規則で定める規模の降雨（以下「想定降雨」という。）を超え

る強度の降雨により、浸水が想定される区域を日高村浸水予想区域（以下「浸水予想区域」という。）として指定する。

- 2 村長は、前項の規定による指定に際しては、想定浸水深（想定降雨を超える強度の降雨が生じた場合において、浸水予想区域において想定される浸水の深さをいう。以下同じ。）を明らかにするものとする。
- 3 村長は、第1項の規定により浸水予想区域を指定したときは、その旨及び前項の想定浸水深を公表しなければならない。浸水予想区域の指定を変更し、又は廃止するときも、同様とする。
- 4 村長は、浸水予想区域及び想定浸水深に基づき、村内地区ごとの特性に応じて奨励されるべき浸水被害対策を定めた地区別浸水被害対策を策定するものとし、策定したときは、これを公表しなければならない。
- 5 村民は、村が公表した前各項の情報の把握に努め、その周知に協力しなければならない。
- 6 村は、別に定めるところにより、浸水予想区域を建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定による災害危険区域として指定するものとする。

（浸水予想区域内における居室を有する建築物の建築）

- 第10条 村長は、浸水予想区域における居室が想定浸水深以上の高さとなるよう、居室を設置するための基準高（以下「基準高」という。）を指定しなければならない。
- 2 浸水予想区域内においては、新たに建築される建築物又は増築され、若しくは改築される建築物における居室の高さは、基準高以上としなければならないものとする。
 - 3 基準高の指定その他浸水予想区域内における居室を有する建築物に係る居室の高さの制限の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

（貯留浸透阻害行為の届出）

- 第11条 流域内の土地において、次に掲げる行為（以下「貯留浸透阻害行為」という。）であって貯留浸透機能を阻害するおそれのあるものとして1,000平方メートル以上のものをしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、その旨を村長に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- (1) 盛土又は埋立て
 - (2) 宅地等にするために行う土地の形質の変更

- (3) 土地の舗装(コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、前号に該当するものを除く。)
 - (4) 浸水被害軽減施設の埋立て等過去になされた浸水被害対策の機能を損なう行為
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、土地又は施設の形質を変更すること等により、氾濫水の貯留機能を減少させ浸水被害発生時に他の土地の浸水深を増加させるおそれのある行為又は土地からの流出雨水量(地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。)を増加させるおそれのある行為で、規則で定めるもの
- 2 前項に規定する者は、対策工事(浸水被害軽減施設の設置その他の貯留浸透阻害行為をする土地の区域(以下「行為区域」という。)における貯留浸透阻害行為による浸水被害の増加を抑制するための工事をいう。以下同じ。)を施行する等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(計画書の提出)

- 第12条 前条第1項の届出に当たっては、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書を村長に提出しなければならない。
- (1) 行為区域の位置、区域及び規模
 - (2) 貯留浸透阻害行為に関する工事の計画
 - (3) 自ら施行しようとする対策工事の計画
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の計画書には、規則で定める図書、図面その他の書類を添付しなければならない。
- 3 第1項第3号の対策工事の計画は、貯留浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を規則で定める技術的基準(以下「技術的基準」という。)に従い講じたものでなければならない。

(変更等の届出)

- 第13条 第11条第1項の規定による届出をした者は、前条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 第11条第1項の規定による届出をした者は、届出に係る貯留浸透阻害行為に関する工事を完了し、又は当該工事を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。

(適合証の交付の請求等)

第14条 前条第2項の規定による工事の完了の届出をした者は、当該貯留浸透阻害行為に関する対策工事が技術的基準に従い講じたものであるときは、当該貯留浸透阻害行為に関する対策工事が技術的基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 村長は、前項の請求があったときは、当該貯留浸透阻害行為に関する対策工事が技術的基準に適合していること確認し、同項の規定による請求をした者に対し適合証を交付することができる。

(助言又は勧告)

第15条 村長は、第12条第1項の規定による計画書の提出があった場合において、その対策工事の計画が技術的基準に従い講じたものとなるために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(浸水被害増加の抑制)

第16条 流域内の土地において、貯留浸透阻害行為であって1,000平方メートル未満のものをしようとする者は、行為区域における当該貯留浸透阻害行為による浸水被害の増加を抑制するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 村長は、村が設置する公共施設に浸水被害軽減施設の設置その他の浸水被害の軽減のための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 村長は、村内において土地又は建築物を所有する者（当該土地又は建築物を使用する権原を有する者を含む。）が第9条第4項の地区別浸水被害対策に基づき当該土地又は建築物の敷地に浸水被害軽減施設の設置その他の浸水被害の軽減のための措置を講ずるよう奨励しなければならない。

4 浸水被害軽減施設を設置し、又は管理する者は、当該施設の適正な維持管理に努めなければならない。

(防災情報の提供)

第17条 村は、降雨量及び河川の水位等の監視を行うとともに、防災情報の発信を広く行い、住民の安全を確保し、被害を軽減するように努めなければならない。

2 村民は、防災情報の収集及び把握をし、安全を確保する行動を積極的に行うとともに、可能な限り近隣の住民にもそれらの情報を伝達し、それぞれの安全を確保するように努めなければならない。

(避難を確保するための措置)

第18条 村長は、浸水時における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置を講ずるものとする。

(自主防災組織の活動)

第19条 村長は、浸水被害の発生及び拡大の防止を図るため、水防体制、安全な避難体制等の強化に取り組むとともに、村民及び事業者の水防意識の高揚に努めなければならない。

2 村長は、降雨量、河川の水位等の情報を迅速かつ的確に収集するとともに、村民及び事業者に対し、これらの情報を迅速に提供できる体制の整備に努めなければならない。

3 村民は、地域における自主防災組織が行う防災訓練等に積極的に参加するとともに、自助及び共助（地域の住民等が相互に連携し、協力し、及び助け合うことをいう。）の意識を高め、安全な避難体制の強化に努めなければならない。

4 事業者は、その従業員に対する防災教育を実施し、地域が行う防災活動の取組に協力するよう努めなければならない。

(河川環境の保全及び管理)

第20条 村長は、必要があると認めるときは、河川管理者に対し、河川環境の保全及び管理のために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(森林、農地等の保全)

第21条 村長及び森林又は農地を所有し、又は使用する者は、貯留浸透機能を有する森林、農地、緑地等の保全に努めなければならない。

2 日高村農業委員会は、耕作放棄地等の増加を抑制するための情報提供、助言、指導その他の方法により、農地の保全の促進に資することとなるよう努めなければならない。

(流域治水対策に係る教育の推進)

第22条 村は、学校教育又は社会教育の場において、日高村の水害に関する歴史を学ぶ学習機会の提供に積極的に取り組むものとする。

2 村は、流域治水教育を推進するため、各教育分野での具体的な教育素材を提供するものとする。

(関係行政機関との連携)

第23条 村長は、第9条第1項の規定による浸水予想区域を指定し、又は同条第4項の規定による地区別浸水被害対策を策定しようとするときは、あらかじめ関係行政機関の意見を聴くものとする。これらを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 村長は、想定浸水深を設定し、又は技術的基準を制定し、若しくは改廃しようとするときは、あらかじめ関係行政機関の意見を聴くものとする。

3 村長は、第15条の規定による助言又は勧告をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の意見を聴くものとする。

4 村長は、流域治水対策を推進するため、関係行政機関と緊密な連携協力を図りながら、流域治水対策の推進に係る相互の施策の調整その他必要な事項について協議するものとする。

(財政上の助成)

第24条 村長は、村内において、浸水被害対策を行う土地の所有者等に対し、予算の範囲内において、財政上の助成を行うことができる。

2 村長は、村内において、貯留浸透阻害行為を行おうとする者が実施する対策工事に対し、予算の範囲内において、財政上の助成を行うことができる。

(日高村水害に強いまちづくり審議会)

第25条 流域治水対策を推進するため、日高村水害に強いまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例に規定する事項その他の流域治水対策に関する事項について村長の諮問に応ずるほか、流域治水対策に関し必要な事項について村長に意見を述べることができる。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第9条第6項及び第10条の規定は、規則で定める日から施行する。

(經過措置)

- 2 この条例の施行の日から起算して３０日を経過する日までに第１１条第１項に規定する行為に着手しようとする者についての同項の規定の適用については、同項中「着手する日の３０日前までに」とあるのは、「着手する日までに」とする。

(日高村非常勤の特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 日高村非常勤の特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年日高村条例第249号）の一部を次のように改正する。

別表日高村いじめ問題再調査委員会の項の次に次のように加える。

日高村水害に強い まちづくり審議会	会長	〃	3,900	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	委員	〃	3,600	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃